

第4章 計画の推進

1. 計画の推進について
2. 進行管理について



■ 貴重なスイゼンジノリが生育する黄金川

1. 計画の推進について

(1) 計画の推進に当たっての留意事項

本計画に示す様々な取り組みを展開していく際に、特に留意すべきものとして次の事項を設定します。

＜計画の推進に当たっての留意事項＞

①環境アクション協議会の率先垂範による環境保全施策の展開

②市環境行政の組織的・技術的レベルの向上

ア. 環境アクション協議会の率先垂範による環境保全施策の展開

環境保全行動を推進するためには、市民・民間団体・事業者・行政による協働の体制づくりが欠かせません。その中でも特に行政には施策を進めるためのリーダーシップ、取り組みの適切な管理能力が求められています。そこで、事務・事業において率先的な環境配慮を進めるとともに、その実施状況を点検・評価し、新たな取り組みへとつなげます。

イ. 市環境行政の組織的・技術的レベルの向上

環境基本計画で対象とする環境分野は範囲が広く、多岐にわたるため、所管する行政部署も複数に及ぶものが多く見られます。そのため、それぞれの施策を総括し、有効に進めていくためには、環境保全部局と事業部局との連携を強化することが必要です。また、環境に関する専門的知識や経験を持つ人材は、今後取り組みを進めていく上で貴重な存在となります。そこで、庁内外に関わらず、これらの人材を活かせる仕組みづくりも併せて検討します。

(2) 重点プロジェクト

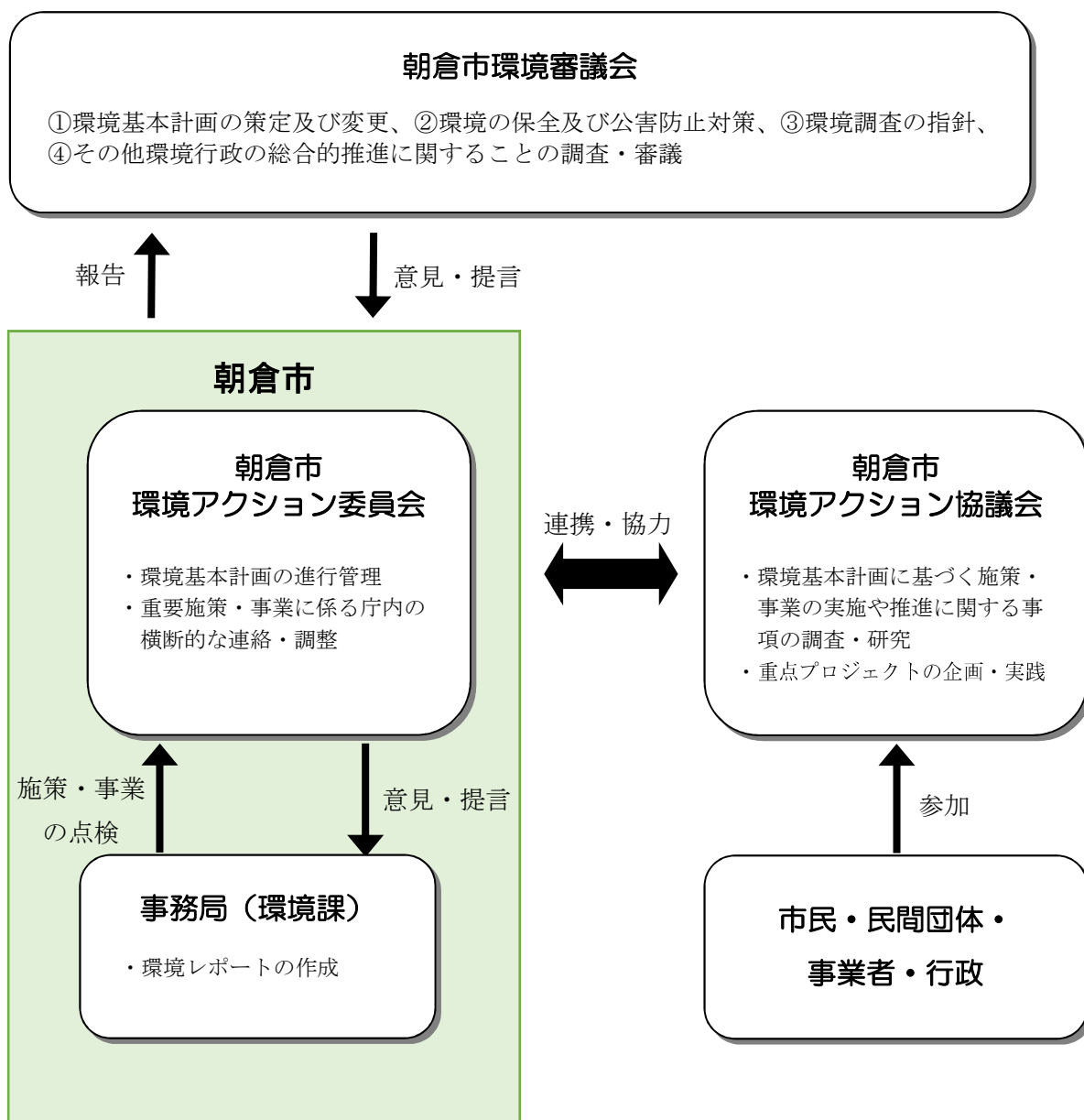
環境に関連する各主体の取り組みについては、「基本方針」に示したとおりですが、朝倉市では、市民・民間団体・事業者・行政の協働により、特に効果の見込めるもの、緊急性のある課題を「重点プロジェクト」として位置づけます。

重点プロジェクトは、「朝倉市環境アクション協議会」において、具体的な内容、実施主体、実施方法、実施スケジュールを検討し、市民・民間団体・事業者・行政の連携・協力のもと、取り組みを進めます。

(3) 推進組織と体制

本計画の推進組織は、市長の諮問機関である「朝倉市環境審議会」、市民・民間団体・事業者・行政との協働の取り組みを進めるために設置する「朝倉市環境アクション協議会」、市役所内に設置する「朝倉市環境アクション委員会」です。

推進体制は下図に示すとおりで、お互いの行動についての連絡・調整、情報共有を図りながら、自主的な環境の保全及び創造の取り組みを展開します。



■計画の推進体制

（４）各組織の役割

ア．朝倉市環境審議会

朝倉市環境審議会は、市長が任命する 17 人以内の委員で組織され、①環境基本計画の策定及び変更に関すること、②環境の保全及び公害防止対策に関すること、③環境調査の指針に関すること、④その他環境行政の総合的推進に関することについて、市長の諮問に応じて、調査・審議します。

イ．朝倉市環境アクション協議会

朝倉市環境アクション協議会は、市長が委嘱した市民・民間団体・事業者の代表と市職員で構成される組織で、環境基本計画に係る策定・見直しの作業及び施策・事業の実施や推進に関する事項について、市民・民間団体・事業者及び行政が連携・協力して調査・研究を行うための協議会組織であるとともに、重点プロジェクトの企画・実践を行う組織です。

ウ．朝倉市環境アクション委員会

朝倉市環境アクション委員会は、市の関係部署で構成する組織で、環境基本計画の進行政管理、重要施策・事業に係る庁内の横断的な連絡・調整等を行います。

（５）広域的な協力体制の確立

水循環や地球温暖化対策等、広域的な環境問題に対処していくために、国、県、関係市町村との連携・協力関係を構築するとともに課題への共通認識をもち、具体的な対応策や役割分担等を検討する場の整備に努めます。

２．進行政管理について

（１）進管理システム

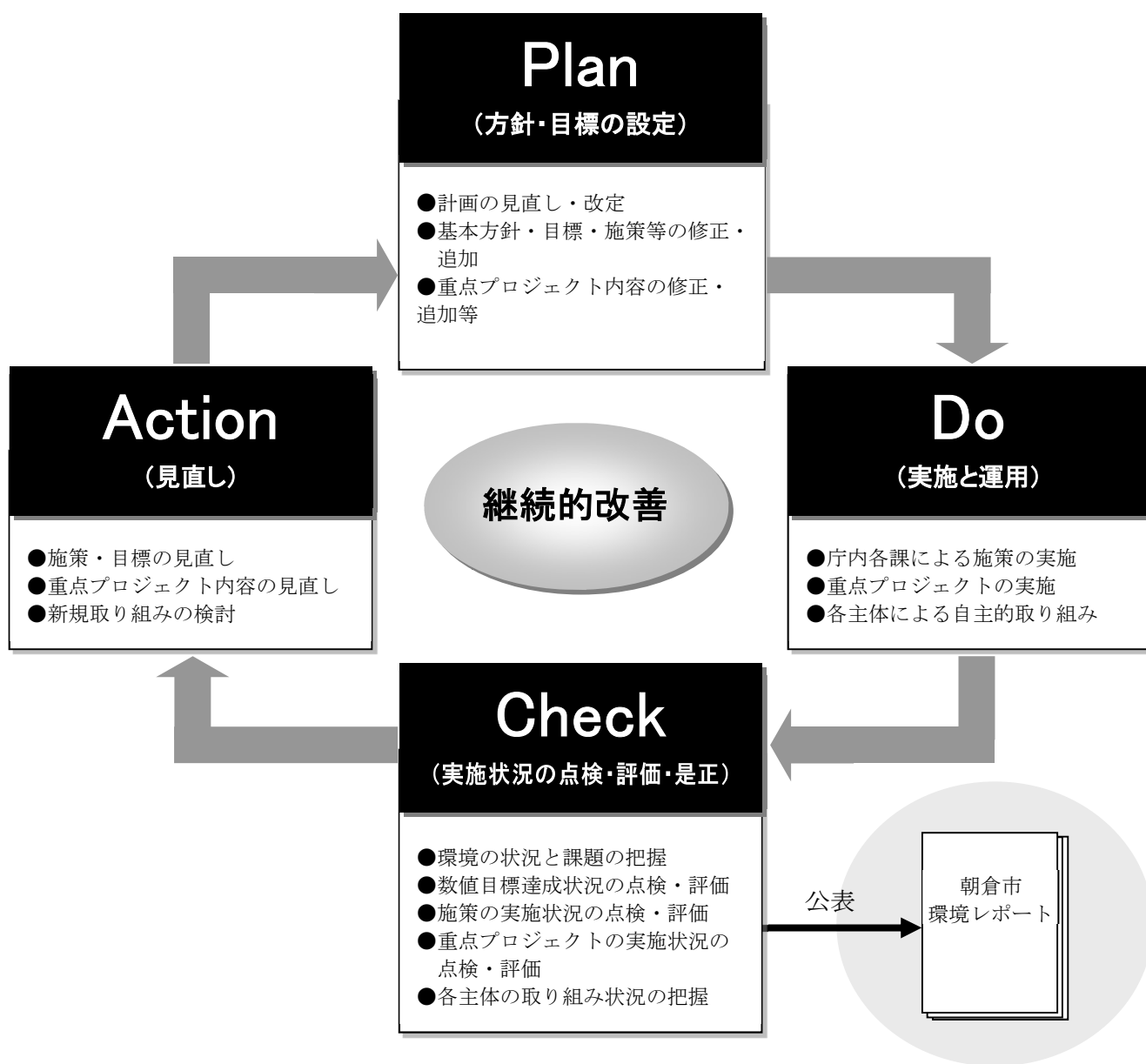
本計画の進管理は、『P l a n（方針・目標の設定）⇒D o（実施と運用）⇒C h e c k（実施状況の点検・評価・是正）⇒A c t i o n（見直し）』という環境マネジメントシステムの考え方を導入して、一連の手続き（P D C Aサイクル）による進管理システムを構築します。

（２）環境レポートの作成と公表

本計画に掲げた目標の達成状況や施策の進捗状況、市民・民間団体・事業者・朝倉市環境アクション協議会の取り組み状況等、その成果を取りまとめた環境レポートを作成します。環境レポートは朝倉市環境審議会にて点検・評価を受けた後、市のホームページへの掲載等、広く市民に公表します。

(3) 財源の確保等

市は、めざす環境像の実現に向けて、環境基本計画に掲げる施策を積極的に推進し、市民・民間団体・事業者・朝倉市環境アクション協議会の活動を安定的かつ継続的に進めていくため、必要な財政的措置を図ります。また、国や県等の補助制度の活用等、財源の確保に努めます。



■計画の進行管理システム

資料編



■平塚川添遺跡公園での昆虫観察会の様子

資料編

○朝倉市環境審議会条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 146 号

(設置)

第 1 条 本市における環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、朝倉市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び公害防止対策に関すること。
- (3) 環境調査の指針に関すること。
- (4) その他環境行政の総合的推進に関すること。

2 審議会は、前項に掲げる事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言又は勧告をすることができる。

(組織等)

第 3 条 審議会は、17 人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項の委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第 5 条 審議会に顧問若干人を置くことができる。

2 前項の顧問は、市長が委嘱する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会において必要があると認めるときは、関係行政機関の職員等の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 10 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 1 号）

この条例は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○朝倉市環境アクション委員会設置規程

平成 21 年 6 月 1 日
訓令第 22 号

(設置)

第 1 条 将来を展望した長期的観点から環境のあり方を予測し、望ましい環境像と長期的な目標を明らかにした朝倉市環境基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、環境の保全と創造を進める事業の実施及び推進を図るため、朝倉市環境アクション委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画に基づくアクションプログラムの推進
- (2) 基本計画に基づく重要な施策及び事業に係る庁内の横断的な連絡、調整等

(組織)

第 3 条 委員会の組織は、市民環境部長及び別表に掲げる課（所、室、局を含む。以下「課等」という。）の長で組織し、辞令を用いることなく委員に命ぜられたものとする。

- 2 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は市民環境部長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 委員長は、必要に応じて、委員会における会議の内容を市長に報告しなければならない。

(部会)

第 6 条 委員会に環境アクション部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の会員は、別表に掲げる課等の長が指名した者をもって充てる。
- 3 部会は、第 2 条に定める事項について、委員会の指示により、企画、調査及び研究を行い、その結果を委員会に報告するものとする。
- 4 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、会員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会を招集し、これを主宰する。
- 6 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務を処理するため、環境課に事務局を置く。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年訓令第 16 号）

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令第 14 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 9 号）

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 21—8 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年訓令第 23 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 11 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年訓令第 7 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年訓令第 6—6 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年訓令第 10 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条、第 6 条関係)

契約検査課
総合政策課
防災交通課
農林課
農業振興課
商工観光課
建設課
都市整備課
水のまちづくり課
教育課
文化・生涯学習課
上下水道課
農業委員会事務局
健康課
子ども未来課

○朝倉市環境アクション協議会設置規則

令和2年3月16日

規則第28号

(設置)

第1条 朝倉市環境基本計画(以下「基本計画」という。)の策定及び見直しに係る作業並びに基本計画に基づく朝倉市の良好な環境の保全及び創造を進める事業の実施及び推進に関する事項について、市民、民間団体、事業者及び行政が協働して調査、研究、企画及び実践を行うため、朝倉市環境アクション協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関する事項についての調査研究
- (2) 基本計画に基づく重点プロジェクトの企画及び実践
- (3) 基本計画の策定及び見直しに係る作業

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、30人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民代表
- (2) 民間団体
- (3) 事業者
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中であってもその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 前項ただし書の委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年朝倉市条例第 49 号)に定めるところによる。

(補助機関)

第 8 条 協議会の効率的な運営を行うため、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に、部会長及び副部会長 1 人を置く。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会会議)

第 9 条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会での決定事項は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務を処理するため、環境課に事務局を置く。

(その他)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○朝倉市内で活動する主な環境保全団体

	地域	団体名	活動内容
1	上秋月	上秋月コミュニティ協議会 小石原川を守る会	小石原川の草刈り、清掃、空き缶拾い他
2	上秋月	上秋月コミュニティ協議会 山見川を守る会	山見川の草刈り、清掃、空き缶拾い他
3	秋月	秋月コミュニティ運営協議会/ 地域づくり部会/生活環境部会	空き家対策、道路・河川の清掃、除草、看板整備等
4	秋月	美化ボランティア	環境整備活動（トイレ清掃等）
5	秋月	秋月さくら倶楽部	杉ノ馬場桜の施肥・剪定
6	安川	安川地区小石原川を守る会	小石原川の草刈、ごみ回収等清掃活動
7	安川	長谷山地区野鳥川を守る会	野鳥川の草刈、ごみ回収等清掃活動
8	安川	安川地区小石原川を美しくする会	小石原川・野鳥川の河川敷、堤防の草刈り、ごみ回収等清掃活動
9	安川	檜原ホタル保存会	ホタルの育成・保存と水路の水辺景観活動
10	安川	安川コミュニティ協議会	白川水源地草刈り、植栽等
11	甘木	甘木地区コミュニティ協議会	九電前ロータリー、甘木鉄道前ロータリー花壇の 年2回の花の植栽
12	甘木	ロータリー花壇を美しくする会	九電前ロータリー、甘木鉄道前ロータリー花壇の 年間を通して草取り等の整備
13	甘木	甘木町「小石原川を守る会」	小石原川河川敷の芝刈り、除草作業（年間を通して）
14	甘木	はなみずき通りを育てる会	年間2回の花の植栽と年間を通してはなみずき通 りの草取りおよび花の管理
15	甘木	女性の会	フリース甘木敷地内花壇、テラスの定期的草取り

	地域	団体名	活動内容
16	甘木	甘木甘寿会「シルバークラブ」	各月 1 回程度甘木中央公園（フレアス甘木横）の掃き掃除作業を実施
17	甘木	丸山公園を美しくする会	年間 2 回春・秋に丸山公園の掃き掃除、除草作業を実施
18	馬田	牛木区昭和会	年 3 回小石原川沿い堤防の草刈り、空き缶、ごみ拾い等清掃作業
19	馬田	馬田地区小石原川を守る会	年 4 回小石原川両岸堤防の草刈、堤防河川敷の空き缶、ごみ拾い等清掃活動
20	馬田	馬田地区陣屋川を守る会	年 4 回陣屋川堤防の草刈、堤防河川敷の空き缶、ごみ拾い、花壇の手入れ
21	馬田	馬田少年環境パトロール隊	月 1 回のポイ捨てごみ・空き缶等の回収、環境美化に関する地区住民への啓発、年 1 回自然環境学習
22	立石	立石商工振興会	大平山の登山道・山頂の草刈り作業及び整備（年 3 回）、イルミネーション等
23	立石	立石コミュニティ協議会	大平山の草刈り作業（年 3 回）
24	立石	立石女性の会	大平山の草刈り作業及びトイレの清掃作業（月 2 回）
25	福田	福田地区二又川を守る会	二又川の河川敷の除草作業、ごみ拾い（年間）清掃活動を通して環境の維持、整備
26	福田	福田コミュニティ協議会 花いっぱい運動企画委員会	年 2 回（6・12 月）花いっぱい運動（各区の植栽場所に花植え）
27	蜷城	桂川を守る会	桂川周辺（堤防、河川敷）のごみ拾い、草刈り、清掃
28	蜷城	蜷城地区コミュニティ 地域づくり委員会	コミュニティ内 ポケットパーク花植え、整備、地区内河川の草刈り、清掃
29	蜷城	蜷城地区コミュニティ 生活環境委員会	コミュニティ内花植え（花いっぱい運動）、整備、地区内河川の草刈り、清掃

	地域	団体名	活動内容
30	金川	ボランティア黄金川会	黄金川の河川環境整備
31	三奈木	さくらを育てる会	ダム付近桜の消毒及び下草刈りの管理、コミュニティセンター桜の消毒
32	三奈木	だいこん川クラブ	佐田川の草刈り
33	三奈木	黒田屋敷を守る会	花木を育て景観を保つ、草刈り
34	高木	高木むらづくり部会	ホタルの育成及び環境整備と保護活動、彼岸花の植栽及び手入れ
35	朝倉	落合・東中町地区新立川を守る会	新立川のごみ拾い並びに草刈作業（１～２回/年）
36	朝倉	中町区新立川を守る会	新立川のごみ拾い並びに草刈作業（４回/年）
37	朝倉	朝倉町川を守る会	通堂川・荷原川のごみ拾い並びに草刈り作業（２～３回/年）
38	朝倉	朝倉町桂川・妙見川を守る会	桂川・妙見川のごみ拾い並びに草刈り作業（２～３回/年）
39	朝倉	朝倉地域クリーン活動	朝倉地域各区周辺のポイ捨てごみの回収活動（１回/月）
40	朝倉	堀川クリーン活動	堀川のごみ回収活動（１回/年）
41	朝倉	荷原川を守る会	朝倉町川を守る会として活動（年に２～３回除草、ごみ回収）
42	朝倉	桜並木育成会	桜並木のごみ拾い並びに草刈作業
43	朝倉	親水公園美化育成会	親水公園の清掃活動
44	久喜宮	夕月さくら会	夕月神社の桜並木の管理、周辺の草刈り、桜並木の新植
45	久喜宮	原鶴温泉湯里おこし会	温泉街等の花の植栽・管理
46	杷木	白木湧水の会	白木地区湧水場の整備・管理・保全
47	市内	朝倉自然の会	自然調査、自然に関するボランティア、会誌「朝倉の自然」発行（年１回）
48	市内	あさくら美花美化バンク	市内の緑化についての啓発活動及び募金活動、市民団体等への支援活動

○上位計画

第3次朝倉市総合計画

朝倉市では、将来都市像である「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」の実現をめざし、6つの基本目標を設定しました。施策別計画については、めざす姿の達成度を示す成果指標を設定し、まちづくりの進捗状況を評価します。

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
1 災害に強く、 快適に暮らせる 安全・安心な まちづくり (防災、減災、防犯、 都市基盤)	1 防災・減災対策の推進	1 消防体制の充実		
		2 地域防災力の強化	★	★
		3 防災意識の向上		
		4 市の防災体制の整備		
		5 土砂災害・浸水対策の推進		
	2 くらしの安全対策の推進	1 交通安全意識の啓発		
		2 交通安全施設の整備と維持管理		
		3 防犯対策の推進		
		4 未成年者の非行・犯罪防止		
		5 消費者保護の推進		
	3 交通環境の充実	1 公共交通の利便性向上による利用促進		★
		2 公共交通の利用環境改善		
	4 道路の整備	1 道路・橋りょうの維持管理		
		2 生活道路・基幹道路の整備		
	5 住環境の充実	1 市街地の活性化	★	★
		2 適正な土地利用の推進		
		3 公園の整備・管理の充実		
		4 家屋の適正管理と有効活用		★
	6 上水道の安定供給	1 安全な水道水の供給		
		2 安定した水道水の供給		
		3 県南受水の有効利用		
		4 水道事業の経営安定化		
	7 下水道の整備	1 公共下水道事業の推進		
		2 合併処理浄化槽の推進		
		3 下水道等施設の適切な維持管理		
		4 下水道事業の経営安定化		

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
子どもから高齢者まで、 健やかに笑顔があふれる 2 まちづくり (子育て、保健、福祉、 医療)	8 結婚・出産・子育て支援の充実	1 出会いから結婚までの支援の充実		★
		2 保育サービス等の充実		★
		3 親子の健やかな成長支援		
		4 子育て不安の軽減	★	★
		5 児童発達支援の充実		
		6 子どもの人権尊重		
	9 健康づくりの推進	1 生活習慣の改善		
		2 疾病の予防と健康管理		
		3 こころの健康づくり		
		4 地域医療体制の充実	★	★
		5 感染症対策の推進	★	
		6 国民健康保険制度の適正な運営		
	10 高齢者福祉の充実	1 高齢者の健康づくりの推進		★
		2 介護予防・日常生活支援の充実	★	
		3 生きがいづくりと社会参加の推進		★
		4 包括的な支援体制の強化		
		5 認知症高齢者への支援の充実		
		6 医療と介護の連携		
		7 地域の実情に応じた生活支援体制の整備		
		8 後期高齢者保険制度の適正な運営		
		9 介護保険制度の適正な運営		
	11 障がい福祉の充実	1 自立支援の促進		
		2 自立生活に向けた経済的支援		
		3 社会参加促進と就労支援		
		4 障がいのある人の人権尊重		
	12 地域福祉の充実	1 包括的な相談支援体制の整備		
		2 見守りや支え合いの促進		
		3 地域福祉の担い手育成		
		4 生活保護世帯への自立支援		
		5 生活困窮者への自立支援	★	
		6 公営住宅の提供		

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
3 次世代につなぐ 環境にやさしい まちづくり (環境)	13 自然環境・生活環境の保全	1 地球温暖化対策の推進	★	★
		2 環境保全の啓発・推進		
		3 森林の保全		
		4 水環境の保全	★	
		5 生活系公害対策の推進	★	
		6 事業系公害対策の推進		
	14 循環型社会の構築	1 ごみ減量の推進		
		2 リサイクルの推進		
		3 ごみ処理の適正化		
		4 し尿の適正処理とリサイクルの推進	★	
4 活力ある産業と 魅力的な観光資源がある まちづくり (農林業、商工業、観光)	15 農林業の振興	1 地域農業を支える多様な担い手の育成・確保		★
		2 持続的な営農への支援	★	★
		3 多様な農産物の生産による農業の振興		★
		4 環境に配慮した農業の推進		
		5 魅力ある朝倉ブランドの推進		★
		6 農林業基盤の整備		
		7 地産地消の推進		
		8 林業の振興		
	16 商工業の振興	1 中小企業の振興	★	★
		2 企業誘致の推進		★
		3 就業の場の創出		★
	17 観光の振興	1 魅力・PRの推進		★
		2 観光情報提供の充実		★
		3 観光資源の活用		★
		4 水をテーマとした観光推進	★	★
5 生きる力を育み、 生涯成長できる まちづくり (学校教育、生涯学習、スポーツ、文化、歴史)	18 学校教育の充実	1 確かな学力の育成	★	
		2 豊かな心の育成	★	
		3 健やかな体の育成		
		4 開かれた学校づくり		
		5 教育環境の充実	★	
		6 教育支援の充実		

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
5 まちづくり (学校教育、生涯学習、 スポーツ、文化、歴史)	19 歴史の継承と文化・ 生涯学習・スポーツの振興	1 生涯学習の推進		
		2 スポーツの推進		
		3 読書活動の推進		
		4 文化芸術活動の推進		
		5 文化財の保存と活用	★	★
6 持続可能なまちづくり (人権、男女共同参画、 協働、コミュニティ、行財政 運営)	20 人権の尊重と多様性社 会の推進	1 教育・啓発の推進	★	
		2 人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実		
		3 男女共同参画の推進と多様性の理解		
	21 市民協働と活気ある地 域づくりの推進	1 地域コミュニティ活動の活性化	★	★
		2 市民活動の活性化		
		3 移住者増加による地域活性化の促進	★	★
	22 効率的な行財政運営	1 成果に基づく行政経営の推進		
		2 持続可能な財政運営		
		3 職員の人材育成と組織運営		
		4 利便性の高い行政サービス・自治体DXの推進	★	★
		5 積極的な情報発信と広報の充実		★
		6 公共施設等マネジメントの推進	★	
	23 適切な事務の遂行	1 円滑な議会運営支援		
		2 適正な選挙事務の執行		
		3 適正な監査事務の執行		
		4 適正な会計事務の執行		
		5 適切な情報資産の管理		
		6 情報公開・個人情報保護の推進		
		7 適正な課税		

○本計画で定めた指標一覧①

指標	区分	現状値	目標値	ページ
農地面積	—	4,790ha (2023 年度)	5,000ha (2029 年度)	36
農業の担い手数	—	420 経営体 (2023 年度)	430 経営体 (2029 年度)	36
森林の整備面積（単年度）	—	105.29ha (2023 年度)	200.00ha (2029 年度)	36
林業の担い手育成団体（林研）の会員人数	—	30 名 (2023 年度)	45 名 (2029 年度)	36
生き物とのふれあいに関する満足度	市民 アンケート	38% (2024 年度)	50% (2029 年度)	40
有害鳥獣の駆除数	—	3,250 件 (2023 年度)	2,500 件 (2029 年度)	40
あさくら美花美化バンク利用団体数	—	3 団体 (2023 年度)	6 団体 (2029 年度)	43
みどりとのふれあい、みどりの多さに関する満足度	市民 アンケート	72% (2024 年度)	80% (2029 年度)	43
一斉清掃・ノーポイ運動・道路愛護・河川清掃等への参加意向	市民 アンケート	64% (2024 年度)	70% (2029 年度)	45
水や水辺とのふれあいに関する満足度	市民 アンケート	52% (2024 年度)	60% (2029 年度)	45
ふくおかエコ農産物認証制度の認定件数	—	40 件 (2023 年度)	40 件 (2029 年度)	47
地元農産物等の学校利用率	第3次朝倉 市総合計画	35.1% (2023 年度)	40.0% (2029 年度)	47
県や市が提供する災害情報入手方法の平均認知数	第3次朝倉 市総合計画	2.95 項目 (2022 年度)	4 項目 (2029 年度)	50
近くに外出する際は、できるだけ自家用車を使用しない市民の割合	市民 アンケート	26% (2024 年度)	25% (2029 年度)	53
空気のきれいさに関する満足度	市民 アンケート	74% (2024 年度)	80% (2029 年度)	53
公共交通（鉄道・路線バス・あいのりタクシー等）の利用者数	第3次朝倉 市総合計画	1,469,773 人 (2023 年度)	1,310,000 人 (2029 年度)	53
騒音・振動に関する苦情件数	—	3 件 (2023 年度)	0 件 (2029 年度)	54
河川における水質環境基準（BOD）未達成地点数	—	6 地点 (2023 年度)	0 地点 (2029 年度)	56

※色のついている指標は、計画策定時または計画見直し時のみ調査を実施。

○本計画で定めた指標一覧②

指標	区分	現状値	目標値	ページ
寺内ダムにおける水質環境基準 (COD)	—	達成 (2023 年度)	達成維持 (2029 年度)	56
汚水処理人口普及率	第3次朝倉 市総合計画	91.4% (2023 年度)	94.9% (2029 年度)	56
川・池のきれいさに関する満足度	市民 アンケート	50% (2024 年度)	50% (2029 年度)	56
市民一人当たりの家庭系ごみ排出量	第3次朝倉 市総合計画	564g/人・日 (2023 年度)	590g/人・日 (2029 年度)	61
ごみのリサイクル率	第3次朝倉 市総合計画	19.0% (2023 年度)	19.0% (2029 年度)	61
ごみ処分量（家庭系ごみ処分量＋事 業系ごみ処分量）	第3次朝倉 市総合計画	15,257t (2023 年度)	14,148t (2029 年度)	61
朝倉市全体の温室効果ガス（CO ₂ ） 排出量	—	444.2 千 t-CO ₂ (2019 年度)	241.6 千 t-CO ₂ (2030 年度)	65
温室効果ガス排出量（市の公共施 設）	第3次朝倉 市総合計画	7,336t-CO ₂ (2023 年度)	4,538t-CO ₂ (2030 年度)	65
省エネに関する市民の実践平均項目 数	—	1.28 項目 (2021 年度)	3 項目 (2029 年度)	65
省エネに取り組んでいる事業所の数	—	42 箇所 (2023 年度)	50 箇所 (2029 年度)	65
住宅用太陽光発電設備の設置件数	—	3,182 件 (2023 年度)	3,500 件 (2029 年度)	65
かべ新聞「環境」の発行回数	—	1 回/年 (2023 年度)	3 回/年 (2029 年度)	69
平塚川添遺跡公園での年間体験イベ ント件数	—	23 回 (2023 年度)	23 回 (2029 年度)	69
たかき清流館の受け入れ団体数	—	8 団体 (2023 年度)	20 団体 (2029 年度)	69
歴史的雰囲気に関する満足度	市民 アンケート	40% (2024 年度)	45% (2029 年度)	71
祭り、市の伝統行事等ふるさとの行 事に関する満足度	市民 アンケート	44% (2024 年度)	65% (2029 年度)	71
広報・ホームページ等での環境情報 の年間掲載数	—	25 回 (2023 年度)	30 回 (2029 年度)	74
環境保全活動の団体数	—	48 団体 (2023 年度)	48 団体 (2029 年度)	74

※色のついている指標は、計画策定時または計画見直し時のみ調査を実施。

○用語解説

【 】は本章で最初に出てくるページです。

※1. 有害鳥獣【1】

田畑を荒らす野生の鳥や動物の総称。イノシシ・シカ・サル・アライグマ等が当てはまる。近年は、これらの動物の生息域が人間社会の近くにまで広がっており、人間に対して危害を加えるケースが出てきている。

※2. 外来生物【1】

国外や国内の他地域から人為的（意図的、または、非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息、または、生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

※3. あさくら美花美化バンク【1】

市民や事業者の方々から寄付された花の種や球根、苗木、労力、寄付金等を預かり、それを自然豊かなまちづくりを行う地域や団体への橋渡しをする「花とみどりの銀行」。あさくら美花美化バンクの運営は市民や事業者の委員がボランティアで行っている。

※4. BOD【4】

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

※5. 4R【4】

ごみ減量における4つの環境政策手法の総称。「リフューズ（Refuse：不要物の不購入）」、「リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再生利用）」の4つの頭文字をとったもの。

※6. 環境基本法【10】

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律。

※7. 気候変動適応法【10】

深刻化する気候変動の影響による被害を回避・軽減（適応）するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動の適応の推進のために担うべき役割を明確にし、相互連携・協働の下、一丸となって適応策を強力に推進することを目的とした法律。

※8. 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）【10】

気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に環境省が発表する。

※9. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）【10】

熱中症特別警戒アラート発表時に、暑さをしのぐ一時避難場所として、あらかじめ市町村が指定した暑熱避難施設。指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないとされている。

※10. ゼロカーボンシティ【10】

豊かな自然環境を未来へ引き継ぐため、市民や事業者とともに、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする都市のこと。

※11. 第 3 次朝倉市総合計画【11】

朝倉市の特色を活かした魅力あるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために、策定された朝倉市の最上位計画。「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を朝倉市がめざすまちの将来像として掲げている。

※12. 気候変動適応計画【11】

気候変動適応法第 7 条に基づき、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体（国、地方公共団体、事業者、国民、国立環境研究所）の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むこと等、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示した計画。

※13. 朝倉市食料・農業・農村基本計画【11】

朝倉市の農業のめざすべき姿とその実現方法を具体的に示し推進することを目的として、令和 3（2021）年 3 月に策定された計画。「みんなで育む『食と農のふる里 あさくら』の創造」を朝倉市の農業の将来像として掲げている。

※14. 朝倉市第 2 次国土利用計画【11】

国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、市土の総合的かつ計画的な利用を図るため、令和 5（2023）年 1 月に策定された計画。

※15. 朝倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【11】

朝倉市役所が行う事務・事業によって発生する温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出を抑制し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。温室効果ガスの削減目標や、その達成に向けた具体的な取り組みを掲げ、毎年度、成果を実施状況報告書として取りまとめている。

※16. 朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【11】

令和 12 年（2030）年までに到達するための朝倉市全体の温室効果ガスの排出量の目標を定めたもの。朝倉市全体から排出される温室効果ガスを抑制し、温室効果ガスの吸収量を増加させるため、市内の温室効果ガス排出についての計画。

※17. 朝倉市バイオマス産業都市構想【11】

事業系生ごみのメタン化発電と木質バイオマスの燃料利用を軸に、焼却ごみを削減し、再生可能エネルギーを創出する循環型社会を構築するとともに、地域資源を活かした市内産業の振興をめざすために行う具体的な事業やその方針をまとめたもの。

※18. 天然記念物【29】

学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）等で、文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定するもの及び地方公共団体が条例に基づき指定するもの。特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。

※19. ニシキキンカメムシ【29】

古処山山頂のツゲ林等に生息するカメムシ。体長 16～20mm。光沢のある金緑色に、紫赤色の帯紋をもつ美しいカメムシとして有名。近年、生息環境に悪化により絶滅のおそれがある。

※20. スイゼンジノリ【29】

水が清澄な池等に生育する淡水産藍藻類。暗緑色で不定形。以前は、福岡県朝倉市・久留米市や熊本県熊本市・嘉島町等で生育が確認されていたが、湧水の減少等により絶滅の危機にある。現在は、朝倉市（黄金川）に生育している。

※21. オキチモズク【29】

河川の中・上流域の清澄な流れに生育し、秋から春にかけて繁茂する淡水産紅藻類。日本では九州、四国等の数十箇所を確認されており、熊本県の志津川等の3箇所の生育場は天然記念物の指定を受けている。また、周辺環境の悪化で多くの産地で絶滅しており、環境省により絶滅危惧種に指定されている。

※22. 水源かん養【34】

森林や田んぼの持つ多面的機能の一つ。雨水を土壌に貯留することで、洪水の緩和や川の流量の安定、水質の浄化等の働きをしている。

※23. 生物多様性【34】

①さまざまな生物の相互作用から構成されるさまざまな生態系の存在＝生態系の多様性、②さまざまな生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という3つの階層で多様性をとらえ、それぞれ保全が必要とされている。生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品等の生物資源のみならず、人間が生存していくうえで不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題の一つとなっている。

※24. 表層崩壊【34】

豪雨や地震等により、山の表面を覆っている表層土の部分だけが崩れ落ちる現象のこと。

※25. 深層崩壊【34】

豪雨や地震等により、山の深部から基盤ごと崩れ落ちる現象のこと。特定の地質や地質構造の地域で発生しやすい。また、表層崩壊と異なり、樹木の植生による崩壊抑止効果は期待できない。

※26. 福岡県レッドデータブック【38】

福岡県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト（レッドリスト）及びそれらの生育・生息状況を取りまとめた本。環境省の定める絶滅のおそれのある種のカテゴリー（ランク）は以下の通りである。

カテゴリー	評価
絶滅	すでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育や栽培、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
カテゴリーⅠ（植物群落）	緊急に対策を講じなければ群落が壊滅
カテゴリーⅡ（植物群落）	対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化
カテゴリーⅢ（植物群落）	現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きい
カテゴリーⅣ（植物群落）	当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要

■朝倉市に生息する絶滅のおそれのある野生の動植物①（絶滅、準絶滅危惧、情報不足の種を除く）

和名	カテゴリー	分類名
ヤマネ	絶滅危惧ⅠB類	哺乳類
コテングコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類	
クマタカ	絶滅危惧ⅠB類	鳥類
ヤイロチョウ	絶滅危惧ⅠB類	
アカショウビン	絶滅危惧Ⅱ類	
コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類	
トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類	
トノサマガエル	絶滅危惧ⅠB類	両生類
コガタブチサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	
ニホンヒキガエル	絶滅危惧Ⅱ類	
ヤマアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類	
タカチホヘビ	絶滅危惧Ⅱ類	爬虫類

【資料：福岡県レッドデータブック 2011,2014】

■朝倉市に生息する絶滅のおそれのある野生の動植物②（絶滅、準絶滅危惧、情報不足の種を除く）

和名	カテゴリー	分類名
クロホシコガシラミズムシ	絶滅危惧ⅠA類	昆虫類
コガタガムシ	絶滅危惧ⅠA類	
タガメ	絶滅危惧ⅠA類	
マルガタゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠA類	
モートンイトトンボ	絶滅危惧ⅠA類	
ヤマトホソガムシ	絶滅危惧ⅠA類	
オオヒラタトックリゴミムシ	絶滅危惧ⅠB類	
ガムシ	絶滅危惧ⅠB類	
コミズスマシ	絶滅危惧ⅠB類	
トゲナベブタムシ	絶滅危惧ⅠB類	
ナガマルチビゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類	
ミズスマシ	絶滅危惧ⅠB類	
ウスイロアカハネムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウスイロキシタバ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラナミジャノメ	絶滅危惧Ⅱ類	
エチゴハガタヨトウ	絶滅危惧Ⅱ類	
オオキノコムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
オオニジュウヤホシテントウ	絶滅危惧Ⅱ類	
カンムリセセジゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	
ギンツバメ	絶滅危惧Ⅱ類	
コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	
コガムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
セダカコブヤハズカミキリ北九州亜種	絶滅危惧Ⅱ類	
タグチホソヒラタハムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
ナベブタムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
フジミドリシジミ	絶滅危惧Ⅱ類	
ミサキツノトビケラ	絶滅危惧Ⅱ類	
ミヤマチャバネセセリ	絶滅危惧Ⅱ類	
セボシタビラ	絶滅危惧ⅠA類	魚類
アリアケギバチ	絶滅危惧ⅠB類	
アリアケスジシマドジョウ	絶滅危惧ⅠB類	
カゼトゲタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	
サクラマス（ヤマメ）	絶滅危惧ⅠB類	
スナヤツメ南方種	絶滅危惧ⅠB類	
ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	
ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	
アカザ	絶滅危惧Ⅱ類	
カワヒガイ	絶滅危惧Ⅱ類	
ドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	
ヤリタナゴ	絶滅危惧Ⅱ類	

■朝倉市に生息する絶滅のおそれのある野生の動植物③（絶滅、準絶滅危惧、情報不足の種を除く）

和名	カテゴリー	分類名
アメイロギセル	絶滅危惧ⅠB類	貝類
オオコウラナメクジ	絶滅危惧ⅠB類	
ヤマキサゴ	絶滅危惧ⅠB類	
アワジギセル	絶滅危惧Ⅱ類	
オオタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	
キセルモドキ	絶滅危惧Ⅱ類	
サドヤマトガイ	絶滅危惧Ⅱ類	
トサギセル	絶滅危惧Ⅱ類	
ピルスブリギセル	絶滅危惧Ⅱ類	
スイゼンジノリ	絶滅危惧Ⅰ類	植物
チスジノリ	絶滅危惧Ⅰ類	
イトテンツキ	絶滅危惧ⅠA類	
カワラハハコ	絶滅危惧ⅠA類	
ジングウスゲ	絶滅危惧ⅠA類	
タチハコベ	絶滅危惧ⅠA類	
ナカミシシラン	絶滅危惧ⅠA類	
ナツエビネ	絶滅危惧ⅠA類	
ヌマハリイ	絶滅危惧ⅠA類	
ミヤコアオイ	絶滅危惧ⅠA類	
ヤナギイボタ	絶滅危惧ⅠA類	
ワカナシダ	絶滅危惧ⅠA類	
ナガミノツルクケマン	絶滅危惧ⅠB類	
ヒノキシダ	絶滅危惧ⅠB類	
ヤマトミクリ	絶滅危惧ⅠB類	
サンヨウアオイ	絶滅危惧Ⅱ類	
ツゲ	絶滅危惧Ⅱ類	
ブナ群落	カテゴリーⅡ	
イヌシデ群落	カテゴリーⅢ	
スダジイ群落	カテゴリーⅢ	
モミ群落	カテゴリーⅢ	
ツゲ群落	カテゴリーⅣ	

【資料：福岡県レッドデータブック 2011.2014】

※27. ワンヘルス推進宣言【38】

朝倉市が人と動物の健康及び環境の健全性を次世代に継承していくため、福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、福岡県の取り組みに協力し、ワンヘルス実践施策を積極的に推進していくこと、市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこととしている。

※28. 疏水百選【44】

疏水とは、灌漑や舟運のために、新たに土地を切り開いて水路を設け、通水させることをいい、古くから集落の共同作業によって維持管理され、食料生産のみならず、国土や生態系の保全等様々な役割を担ってきた。疏水百選は、全国の疏水を①農業・地域振興、②歴史・伝統・文化、③環境・景観、④地域コミュ

ニティの形成、という4つの視点で農林水産省が評価し、選定したもの。

※29. 水の郷百選【44】

水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づくりを推進するため、地域固有の水をめぐる歴史・文化や優れた水環境の保持・保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活かしたまちづくりに優れた成果を上げている地域を、国土交通省が認定したもの。

※30. 一斉清掃【45】

市民が一斉に、生活道路・水路及び河川の清掃を行うことで、良好な生活環境を守るための運動。

※31. ノーボイ運動【45】

市民が一斉に、河川等の空き缶や不燃物等を回収することで、不法投棄の防止や環境美化意識の向上を図る運動。

※32. 自主防災マップ【48】

国・県が指定する土砂災害警戒区域や浸水想定区域、地域の意見を反映させたもの（複合ハザードマップ）で、市内の全世帯に配布されている。

※33. 洪水ハザードマップ【49】

概ね100年に1回程度起こる大雨（想定最大規模）が降ったことによる、筑後川、佐田川、小石原川の浸水する範囲、水深等を示したマップ。

※34. 福岡県気候変動適応センター【49】

国立環境研究所に設置された国の気候変動適応センターと連携しながら、福岡県の気候変動の予測やその影響について、専門的な情報や先進事例等を収集・整理・分析し、情報提供を行う機関。また、適応策について情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て福岡県内における気候変動適応の推進を図るための協議会を設置・運営を行っている。

※35. エコドライブ【52】

ゆっくり発進する、加減速の少ない運転を心がける、タイヤの空気圧を適正に保つ等の環境に配慮した自動車の運転方法。

※36. アイドリングストップ【53】

信号待ちや荷物の上げ下ろし、短時間の買い物等の駐停車時に、自動車のエンジンをかけ続けること（アイドリング）をやめること。不必要なアイドリングをやめることにより、エネルギー消費量の削減、自動車からの排出ガス抑制等の効果がある。

※37. ダイオキシン類【53】

炭素、酸素、水素、塩素を含むものが燃焼する過程等で自然にできてしまう副生成物で、ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。ごみの焼却による燃焼や自動車の排出ガス等、様々な発生源がある。

※38. アスベスト（石綿）【53】

天然にできた鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれている。熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性をもっていることから、建物の保温・断熱材や、自動車のブレーキパッド等にも使われている。しかし、肺がん等の深刻な病気を誘発するおそれがあるため、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。

※39. 有害化学物質【53】

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法等で指定されたものは有害化学物質といえる。

※40. COD【55】

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海域や湖沼の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

※41. 合併処理浄化槽【55】

水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所、風呂、洗濯、洗面所等からの排水（生活雑排水）を、微生物の働き等を利用して処理する浄化槽。

※42. バイオマス【60】

一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

バイオマスの種類には、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）がある。廃棄物系バイオマスは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等があげられ、未利用バイオマスとしては、稲わら・麦わら・もみ殻等が、資源作物としては、さとうきびやトウモロコシ等があげられる。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料や、汚泥のレンガ原料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵及びメタン発酵等による燃料化等のエネルギー利用もある。

※43. 3010（サンマルイチマル）運動【60】

環境省が推進する、フードロス対策の一つ。歓送迎会や忘年会等の宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、宴会開始後の 30 分と、宴会終了 10 分前は離席せずに食事を楽しむ運動のこと。

※44. プラスチック・スマート【60】

環境省が推進する、プラスチック排出抑制対策の一つ。可能な限り使い捨てプラスチック製品を使わない、分別回収を徹底する等、プラスチックとの賢い付き合い方のこと。

※45. クールシェア（スポット）、ホットシェア（スポット）【64】

一人一台のエアコン使用を止め、涼しい（暖かい）場所を大勢の人でシェアすること。公共施設や飲食店をシェアスポットとして活用することで、熱中症予防等と同時に二酸化炭素排出抑制にもつながる。

※46. ZEH【64】

「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

※47. エコアクション 21【64】

「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

※48. 環境マネジメントシステム【64】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくためのシステム。

※49. パーク・アンド・ライド【65】

都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。朝倉市内には、5箇所のパーク・アンド・ライド駐車場がある。

※50. COOL CHOICE【65】

環境省が推進する、地球温暖化対策の一つ。令和12(2030)年度に温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組み。

※51. ZEB【65】

「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※52. 世界かんがい施設遺産【70】

国際かんがい排水委員会（ICID）が、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設として認定したもの。「山田堰・堀川用水・水車群」は、平成26(2014)年度に世界かんがい施設遺産に登録された。

※53. グリーンツーリズム【70】

農山漁村での滞在、農家民宿への宿泊、農作業体験、農産物加工体験、市民農園の利用等の観光活動の総称。



第2次朝倉市環境基本計画

朝倉市 市民環境部 環境課

〒838-0062 福岡県朝倉市堤 4-6
TEL 0946-22-1111 FAX 0946-24-3615
メールアドレス kankyo@city.asakura.lg.jp
ホームページ www.city.asakura.lg.jp